

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程（案）等に対する意見公募の結果について

令和6年7月24日
原子力規制委員会

1. 概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程（案）等について、意見公募を実施しました。

期 間：令和6年5月16日から6月14日まで（30日間）

対 象：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程（案）

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の全部を改正する規程（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送

2. 意見募集の結果

御意見数：7件（御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもので、別紙の御意見の合計数とは一致しない。）

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に対する御意見への考え方

令和6年7月24日

| 保障措置検査等実施要領関係 | | |
|---------------|--|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 1ページの3.1の7行目「保障措置検査の内容は・・・従い、実施する。」は「保障措置検査の内容は・・・従う。」のほうがよい。主従が一致するから。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、3.1の7行目「保障措置検査の内容は・・・従い、実施する。」は「保障措置検査は・・・従い、実施する。」に改めます。 |
| 2 | 実施要領について <ul style="list-style-type: none"> 1ページの3.2の「原子力規制庁職員」は「原子力規制委員会」のほうがよい。法第68条第10項に、「原子力規制委員会は・・・当該職員に・・・封印をさせ、又は装置を取り付けさせる」と規定されているから。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本実施要領は、「原子力規制庁職員」が遵守すべき保障措置検査及び立入検査等の実施方法であることから、原案のとおりとします。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 2ページの1行目「施設外の場所」等には「施設外の場所」以外の何が含まれるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設外の場所を除く加工事業者等の工場または事業所のうち、IAEAの査察（原子力規制委員会が行う実在庫検査と同時に実施する査察に限る。）が必ずしも毎年実施されない施設を意味します。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> 2ページの6.1の2行目「検査に同行する原子力規制庁職員」について： 査察官ではない職員は何をするために同行するのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 6.1の「検査に同行する原子力規制庁職員」は、査察官が行う法第61条の8の2の業務について、支援を行う者を想定しています。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 2ページの6.2の1行目、同3行目の「検査の対象」は「検査等の対象」のほうがよいのではないかと？ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「検査等の対象」に改めます。 |

| 事故損失・封印毀損解釈関係 | | |
|---------------|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 1 | 訓令について ・ 1枚目の附則の1行目で引用している規則の法令番号を記載したほうがよい。1ページの6行目の例と同様に。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘のとおり、附則の1行目で引用している規則の法令番号を記載します。 |
| 2 | 法における「国際規制物資その他の物の移動」の記述はあるものの、「その他の物」の定義が不明確で具体的な説明が欠けています。このような状況は、法的な文書の解釈において一貫性を欠く原因となり得ます。したがって、法令や規則における用語の明確な定義と一貫した解釈を確保するために、解釈で解説を加えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 追加議定書に基づく補完的アクセスにおいて取り付けられる封印の対象は、基本的には国際規制物資であるが、補完的アクセスは、未申告の核物質がないことの確認のためにも行われます。 ➤ そのため、国際規制物資が存在していない場所や国際規制物資以外にも取り付けられる可能性があり、補完的アクセスの目的に応じて、封印の対象は異なるため、「その他の物」を明確化することは困難です。 ➤ なお、「国際規制物資その他の物の移動」の解説として、上記の主旨を文末脚注に加えます。 |
| 3 | ・ 1ページの2.の8行目「発生日」は「発見日」のほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「発見日」に改めます。 |
| 4 | 訓令案の1ページの8行目「工場又は事業所に搬入された時点」は、「当該工場又は事業所に現実に受け入れた時点」のほうがよい。規則案の別記様式第1の備考3の記載の例と同様に。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、製錬事業者の「当該工場又は事業所に現実に受け入れた時点」は、「工場又は事業所に搬入された時点」と同義であるため、改正後の別記様式第1注3を「工場又は事業所に搬入された時点」に修正します。 |
| 5 | ・ 1ページの2.の9行目「原因分析及び再発防止対策」と「原因や再発防止対策」の違いは、何を意味するのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「原因や再発防止対策」は「原因分析及び再発防止対策」に統一します。 |
| 6 | 規則では、事故損失に対しては、加工規則第9条の16 第1号などに規定されている核燃料物質の盗取や行方不明を除外する旨 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「事故損失」と「盗難」は、協定第98条J(b)(vii)「その他の損失」中でそれぞれ異なる概念として |

| 事故損失・封印毀損解釈関係 | | |
|---------------|---|---|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | <p>の規定は存在していません。</p> <p>少なくとも「加工規則第9条の16 第1号等の規定に基づく報告をもって、原子力規制庁からIAEAに国際約束に基づく特別報告を行う」という運用がある場合、実務上は規則に基づく報告による一連の手続きが行われることとなります。</p> <p>しかし、規則では事故損失に対する報告を要求し、適用されること踏まえると、盗取又は所在不明の際の実務上の一連の手続きが行われたことをもって「加工規則第9条の16 第1号等1に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の場合は報告の対象とならない」とする根拠は不十分です。</p> <p>したがって、「加工規則第9条の16 第1号等に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の報告により、事故損失に関する報告がなされたとみなす」とすべきです。</p> | <p>規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 協定第68条に基づき、日本国政府からIAEAに対して行わなければならない核物質の損失に係る特別報告は、事故損失に限らず盗取や所在不明に基づく損失も対象となりますが、その原因・態様によらず、損失に係る報告が求められています。 ➤ このため、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第9条の16 第1号等の規定に基づく報告がなされた場合、日本国政府として、IAEAに対して核物質の損失にかかる特別報告を行うこととなりますが、盗取や行方不明の報告をあえて事故損失とみなす必要はありません。 |
| 7 | <p>注記1は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条、並びに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定に基づく報告が欠けています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、記載を修正します。 |
| 8 | <p>「加工規則第9条の16 第1号等に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が2.2（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、加工規則第9条の16 第1号等の規定に基づく報告」の「加工規則第9条の16 第1号等」の繰り返しは、強調</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、記載を適正化します。 |

| 事故損失・封印毀損解釈関係 | | |
|---------------|---|--|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| | のための意図的なものでしょうか？ | |
| 9 | <p>○コメント箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度第7回原子力規制委員会資料2 196 ページ 3. 運用上の留意点 注1 <p>○コメント内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の記載では「封印のワイヤーが切れている又は切れかかっていることが確認された場合」となっているが、変更した意図を確認したい。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ ワイヤーが切れかかっている場合を、「外観から明らかに取り外し又は毀損」と判別することは困難であるため、記載を変更しました。 |
| 10 | <p>訓令について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの1. の6行目「き損」は「毀損」のほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「き損」は「毀損」に改めます。 |
| 11 | 「事前に適切な対策により防止することが困難である場合等」の言葉は文中の「火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合」との関連性がありますか？ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、事前に適切な対策により防止することが困難である場合」と「火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合」が、並列関係であることが分かるように記載の適正化を行います。 |
| 12-1 | 2「封印（紙製のものを除く。）」と、注2は、文意が同じものの解説がなされていますが、強調のための意図的なものでしょうか？注4において同様です。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、誤解を招かないように2. 解釈と重複している注2及び注4は削除します。 |
| 12-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページの注4の1行目「IAEA」は「IAEAの指定する者」のほうがよい | |
| 12-3 | 注4は、「又は」のフレーズが多いですが「若しくは」と「又は」は文意を踏まえても適切に用いられていますか？注5その他の全ての制改定範囲において同様です | |

| 事故損失・封印毀損解釈関係 | | |
|---------------|--|--|
| 整理番号 | 御意見の概要 | 考え方 |
| 13 | 訓令案の3ページの最下行の2行上「委員会がした」は「委員会の職員がした」のほうがよい。法の規定どおりに。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、法第61条の8の2及び第68条の規定を参考に「IAEAの指定する者、原子力規制委員会の指定する職員又は保障措置検査員がした」に改めます。 |
| 14 | ・4ページの注1について： 監視カメラの視野が妨げられている状況は該当しないのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 監視カメラの視野が妨げられる状況は該当しません。 ➤ ただし、監視カメラの視野が妨げられている状況は、施設附属書に基づき日本国政府からIAEAへの報告が必要なため、国への連絡が必要です。 |
| 15 | ・4ページの注4の3行目「毀損」： 自然現象などが原因によるものに対して使用する用語としては不適當。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「毀損」には、人為事象ではない物的な損傷を含むため、原案のとおりとします。 |